

## (1) 令和2年度図書館事業報告について

### 開館日数

本館・公津の杜分館・三里塚コミュニティセンター 291日 公民館図書室等 276日

施設名	当初 予定	変更 日数	変更後	変更の事由と月日		
				新型コロナウイルス感染症対策のた めの臨時休館	臨時 開館	蔵書点検 中止に伴 う開館
本館・公津の杜分館・三里 塚コミュニティセンター図書室	291	▲35	256	4/8-12、14-19、21-26、28、 29、5/1-6、8-10、12-17、19-24 計40日	5/29	10/20-23
					計5日	
各公民館図書室・美郷台 地区会館図書室	276	▲31	245	4/8-12、14-19、21-26、28、 5/1-3、8-10、12-17、19-24 計36日	5/29	10/20-23
					計5日	

### 利用状況 (令和3年3月31日現在)

- ① 登録者数 35,951人
- ② 蔵書数 949,409点
- ③ 利用者数 254,552人 (前年度 311,150人)
- ④ 貸出数 972,282点 (前年度 1,172,821点)

※ 備品56点、録音図書858点を含む。

## 1 図書館運営に関する経費

### 図書館協議会の開催

第1回 令和2年7月30日(木) 出席委員 6人

- ・ 令和元年度図書館事業報告について(承認)
- ・ 令和元年度決算報告について(承認)
- ・ 令和2年度図書館事業計画について(承認)
- ・ 令和2年度予算について(承認)
- ・ 図書館サービス計画について
- ・ その他

第2回 令和3年2月3日(水) 出席委員 6人

- ・ 令和2年度図書館事業中間報告について(承認)
- ・ 令和2年度予算執行状況報告について(承認)
- ・ 令和3年度図書館事業計画(予定)について(承認)
- ・ 令和3年度予算(見込)について(承認)
- ・ 成田市立図書館サービス計画(素案)の諮問について
- ・ その他

## 2 図書館施設維持管理事業

開館から35年以上が経過し、老朽化が進行している状況であるため、図書館施設を安全で快適に利用できるよう、計画的に改修を行う。

令和2年度も、外壁改修工事の入札を行ったが、工事種類が多く、また一つ一つの工事も細かいもので、手間がかかる割に利益の見込めない工事であり、積極的に落札したい案件ではないとの理由により入札不調となった。そこで規模を縮小し可能な範囲内での工事を行った。

#### 事業決算額 41,287 千円

- 需用費 18,502 千円 ○委託料 20,843 千円 ○使用料及び賃借料 267 千円
- 工事請負費 1,584 千円 ○負担金補助及び交付金 91 千円

### 3 市史編さん事業

市史関係資料の収集に努め、調査の成果を市史研究として発行した。

- ・ 『成田市史研究 第45号』を発行。
- ・ 土屋区有文書2,000点をマイクロ撮影し、マイクロフィルム及びデジタルデータを作成した。

### 4 図書整備事業

市民の読書や学習活動等を適切に支援するため、多様化する資料要求に十分配慮し、幅広く資料を収集し、市民に提供した。

- ・ 購入費内訳：書籍等（図書、視聴覚資料、マイクロフィルム） 79,619 千円  
※受入図書冊数（全館）43,742 冊  
逐次刊行物（雑誌、新聞、法規追録） 12,157 千円  
※受入種数（雑誌）451 タイトル、（新聞）30 タイトル
- ・ 整備費：装備、データ作成・保守、データベース使用 8,699 千円

### 5 図書館事業

#### (1) 図書館講座

市民の文化的教養を高め、併せて子どもへの読書普及を図ることを目的として開催した。

##### ① 「ビジネス書を利用したスキルアップ！講座」

日時：11月7日（土） 午後1時30分～3時30分  
講師：講師：北村 志麻 氏（図書館パートナーズ）  
会場：本館2階集会室  
受講者数：19人

##### ② 「観て学ぶ 野菜づくりのコツと裏ワザ」

日時：12月6日（日） 午後2時～3時30分  
講師：吉野 隆祐 氏（一般社団法人農山漁村文化協会）  
会場：本館2階視聴覚ホール  
受講者数：33人

③ 児童講座 (科学あそび)

テ ー マ : 「めでタイカードをつくろう～磁石の実験～」

日 時 : 1月24日(日) 午前10時～12時、午後2時～4時

講 師 : 坂口 美佳子 氏 (科学読物研究会)

会 場 : 本館2階集会室

受講者数 : 午前12人、午後7人

④ 「知って安心 はじめて学ぶ「がん」のこと」

日 時 : 2月7日(日) 午後1時30分～3時30分

講 師 : 若尾 文彦 氏

(国立研究開発法人 国立がん研究センター がん対策情報  
センターセンター長)

会 場 : 本館2階視聴覚ホール

受講者数 : 33人

⑤ 市史講座

演 題 : 「村明細帳に見る近世の村」

日 時 : 3月27日(土) 午後2時～3時15分

講 師 : 鎗木 行廣 氏 (成田市文化財保護協会)

会 場 : 本館2階視聴覚ホール

受講者数 : 40人

(2) 子どもの読書活動推進事業

① おはなし会

【本 館】

- |               |             |                          |     |
|---------------|-------------|--------------------------|-----|
| ・ えほんのおはなしかい  | 土曜日 (第3を除く) | 17回                      | 96人 |
| ・ おはなしかい      | 毎月第3土曜日     | 5回                       | 31人 |
| ・ 0・1歳のおはなしかい | 毎月第3金曜日     | 新型コロナウイルス感染症の<br>影響により中止 |     |
| ・ 2・3歳のおはなしかい | 隔月第3金曜日     | 新型コロナウイルス感染症の<br>影響により中止 |     |
| ・ なつやすみおはなしかい | 7月22日(水)    | 【中止】                     |     |
| ・ 大人のためのおはなし会 | 12月10日(木)   | 19人                      |     |
| ・ はるやすみおはなしかい | 3月25日(木)    | 8人                       |     |

【公津の杜分館】

- |                 |            |      |     |
|-----------------|------------|------|-----|
| ・ 杜のおはなしかい      | 毎月第2・第4火曜日 | 10回  | 55人 |
| ・ 杜のなつやすみおはなしかい | 7月21日(火)   | 【中止】 |     |
| ・ 杜のふゆのおはなしかい   | 1月5日(火)    |      | 16人 |

※本館「土曜日のおはなしかい」について、令和2年度開催予定だった51回の内、えほんのおはなしかい22回、おはなしかい7回は、新型コロナウイルス感染拡大防止

のため中止した。また、定員（6名）を設けた。「杜のおはなしかい」は、開催予定だった22回の内、12回は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。また、定員（12名）を設けた。

## ② 学校への支援

学校図書館司書との合同研修を実施し、調べ学習で必要な資料など、学校図書館の蔵書では対応できないものを貸出し、学校図書館の活動を支援した。

小学校を訪問し、素話（すばなし）や絵本の読み聞かせ、本の紹介などを行う事業については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

- ・ 合同研修会 11月19日（水） 29人  
講 師：福岡 淳子 氏（元東京都中野区立小学校図書館司書）  
講 演：「協働して生かす学校図書館」
- ・ 学校訪問おはなし会 新型コロナウイルス感染症の影響により中止

## ③ 赤ちゃん絵本読み聞かせ【中止】

乳児の保護者に読み聞かせなどの重要性を理解してもらうために、保健福祉館で行われる4か月児赤ちゃん相談において、ボランティアの協力で絵本の読み聞かせを予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で実施を見送った。

## ④ ボランティアの支援【一部中止】

- ・ 絵本の読み聞かせ講座（連続2回）

小学校などで読み聞かせの活動をする初心者向けに、絵本の選び方や読み聞かせの仕方について研修を行い、読み聞かせボランティアを支援した。

第1回 6月5日（金）絵本の選び方 受講者数：4人

第2回 6月12日（金）読み聞かせ実習 受講者数：4人

- ・ 赤ちゃん相談絵本読み聞かせボランティア養成講座（連続3回）

赤ちゃん相談時に読み聞かせを担当するボランティアを対象とした、スキルアップ講座の実施を予定していたが、赤ちゃん相談絵本読み聞かせ事業の再開の目途が立たなかったため、中止とした。

- ・ ストーリーテリング研修

講師：山田 吟子 氏

おはなし会を担当する司書及びボランティアの研修を2回実施した。年4回の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2回は中止し、11月と3月に実施とした。

11月12日（木） 受講者数：11人

3月11日（木） 受講者数：11人

⑤ ブックリスト配布等

小学校及び義務教育学校1年生向けブックリストを作成し、市内全校で配布した。例年4月に配布していたが、緊急事態宣言による休館と休校に伴い今年度は6月に配布した。

夏休み前に学年別ブックリストを作成し、全小中学校及び義務教育学校で配布した。

(3) 展示

① 本館

テーマを設けて図書を展示・貸出した。

月	一般展示コーナー	児童展示コーナー	ミニ展示・ミニミニ展示
令和2年 4月	だれにでも読書の たのしみを	いろいろなたまご	
5月	臨時休館		
6月～7月	松竹映画100周年	ばんざいいちねんせい	かんがえよう！プラスチック／「原爆の図」 関連資料展示
8月～9月	本で旅気分	いいほんみつけた！－ なつやすみにすすめる 本－	暑さを乗り切ろう！
10月～11月	ようこそ音楽の庭 へ ベートーヴェ ン生誕250年	秋になると	千葉県移動美術館
			ビジネス書を利用したスキルアップ！講座／ ロケ地を巡ろう！／ツライ、疲れた…と感じ たときに
12月～ 令和3年1月	SNSを使いこなす	宇宙へ	手作りクリスマス
			ココロの本棚
2月～3月	あの日から10年 3.11を振り返る	紙幣に描かれる偉人	わにゃんこの本／東日本大震災当時の成田市 立図書館の被災状況
		岩波少年文庫創刊70年	ジェンダーの問題、考えてみませんか。／確 認しよう！農薬散布／成田祇園祭連続講座関 連展示／素敵なあなた

(2階展示コーナー) 市史関係資料等を展示し、利用者の関心を高めた。

令和3年 2月～3月	義民 惣五郎の絵物語
---------------	------------

② 公津の杜分館

テーマを設けて図書を展示・貸出した。

月	一般展示コーナー	児童展示コーナー	ミニ展示	特設
令和2年 4月	新書で入門	きょうだい	野菜を育てる／おうちで運動	
5月	臨時休館			
6月	新書で入門	じてんしゃだいすき！	文字だけじゃない声や映像で楽しむ本／在宅勤務 集中力アップで効率アップ／つくってながもち～保存食のすすめ～	知識の森へようこそ！ (YA向け)
7月	料理を楽しく	うみはひろいな	アール・ヌーヴォーの世界～アルフォンス・ミュシャ 生誕 160年～／疲れた心をラクにする本／夏の体調管理／図書館を巡る物語	
8月	戦後 75年 戦争を読み、平和を考える	いいほんみつけた！—なつやすみにすすめる本—	つるっとおいしいめん料理／天気を知ろう／戦争を考える 海外のフィクション・ノンフィクション編／本で見る化石・古代生物／ノートの書き方	夏におすすめの1冊(YA向け)
9月	SDGs 私たちの目指す未来のカタチ	おてがみかいた	デザインを楽しもう！／お家でティータイム／今あらためて読む外国の小説／明智光秀／秋まき・秋植え—秋のガーデニング—	敬老の日に贈る本 人生を楽しむ読書
10月	アジアの文学を読む	お米とごはん	思い出をすてきに残すコツ／働く人の健康／菌類の深いはなし／俳句 17音で詠む	司書のおすすめ本
11月	地図の愉しみ	黒い本あつまれ	イチから知りたい！政治のしくみ／体験する！お仕事小説／北欧ミステリーの世界	

12月	イライラに負けない アンガーマネジメント	探偵登場	がんばれ！大掃除／いきもの雑学／美文字の心得／おうちで楽しむ年末年始	
令和3年 1月	心技一如 武道に学ぶ心と身体の鍛錬	妖精とこびと	あたたかい食べものと飲みもの小説／占いの本／海外作家のエッセイを読む／どうなる大統領選後のアメリカ／近代日本経済の父 渋沢栄一	
2月	All that JAZZ—ジャズを楽しむ—	伝記絵本	チョコレート作りに挑戦／私のお気に入り—お繕いで長く付き合う—／落語の楽しみ／SNS 情報の取捨選択を	
3月	文章がうまくなりたい！	花をたのしむ	3.11 記憶をつなぐ／卒業の季節に読みたい小説／2020年度に新しく入った海外の小説／新しい生活応援します！／このミステリーがすごい—歴代受賞作家—	わにゃんこの本

#### (4) 障がい者サービス

- ① 障がいのある方などへの図書館のサービスとして、録音図書を製作（音訳協力者に依頼）し、資料の郵送や宅配を行った。

録音図書製作：47 タイトル

利用者：352 人

貸出：録音図書 853 点 図書 115 冊 雑誌 14 冊 AV資料 24 点 その他送付

資料：コスモス通信等 34 点

- ② 音訳協力者を養成するため、音訳協力者養成講座を開催した。

開催回数：5 回、受講者数：52 人

#### (5) 本のリサイクル

図書館所蔵の除籍本を学校、保育園等の公共施設へ無償配布した。

令和2年10月6日からリサイクル本の提供を再開したが、本館においては、密を避けるため令和3年1月15日から中止している。

また、毎年配布を行っていた公津の杜コミュニティセンター「もりんぴあフェスティバル」が中止となったため、公津の杜分館の常設コーナーを拡張して提供した。

(6) 映画会

市民に優良な映画作品の鑑賞の機会を提供するため、土・日曜日を中心に、本館2階の視聴覚ホールにて、映画会を実施している。

映画会名	開催日	上映回数	観客数
映画会（一般向け）	土曜日・日曜日	7回	100人

※令和2年度に開催予定だった20回の内13回は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止した。



## (2) 令和2年度決算報告について

単位：円

事業名	予算額	執行額	差引	内容
1 図書館運営に関する経費	3,501,000	3,264,166	236,834	図書館協議会委員報酬、消耗品、燃料費、電話料金、庁用車借上料、負担金等
2 図書館施設維持管理事業	60,379,000	41,286,993	19,092,007	施設管理用消耗品、光熱水費、施設修繕料、施設管理委託料、使用料、施設整備工事費等
3 市史編さん事業	6,417,000	5,930,322	486,678	会計年度任用職員報酬、調査員謝礼、市史事業消耗品、印刷製本費、資料修繕、マイクロ作成委託、使用料、負担金等
4 図書整備事業	103,501,000	100,475,039	3,025,961	新聞購読料、雑誌、書誌データ作成委託料、資料装備委託料、データベース使用料、図書購入費等
5 図書館事業	142,988,000	141,373,380	1,614,620	会計年度任用職員報酬、講師謝礼、消耗品、印刷製本費、インターネット接続費、OAシステム借上料等
合計	316,786,000	292,329,900	24,456,100	

※ 予算額は、補正・流用後の決算金額です。

### (3) 令和3年度図書館事業計画について

#### 開館日数

##### ■年度当初予定

本館・公津の杜分館	291日
＊三里塚コミュニティセンター図書室	291日
＊公民館図書室等	276日

#### 1 図書館運営に関する経費

図書館協議会の開催

第1回 令和3年7月9日(金)

第2回 令和4年2月予定

#### 2 図書館施設維持管理事業

開館から35年以上が経過し、老朽化が進行している状況であるため、計画的に修繕を行う。また、赤坂センター地区複合施設等の検討に合わせ大規模改修等の検討を行っていく。

(主な事業)

・空調設備改修工事実施設計業務委託	4,004千円
・児童コーナー前両袖壁改修工事	917千円
・ドア及びドア枠修繕	2,000千円
・非常用照明修繕	440千円

#### 3 市史編さん事業

市史関係資料の調査・収集、保存や調査研究の成果を市民に提供する。

- ・「成田市史研究」第46号の発行
- ・資料のマイクロフィルム化(選定中)
- ・資料のデジタル化・公開(村絵図、古写真、成田ゆかりの人物など)

#### 4 図書整備事業

##### (1) 資料収集

市民の読書・学習活動等を適切に支援するため、多様化する資料要求に十分配慮して、幅広く資料を収集し、広く市民に提供する。

・購入費内訳：書籍等(図書、視聴覚資料、マイクロフィルム)	77,840千円
逐次刊行物(雑誌、新聞、法規追録)	12,441千円
・整備費：装備、データ作成・保守、データベース使用	9,391千円

##### (2) 電子書籍の貸出サービス

令和2年度に緊急事態宣言により2か月弱臨時休館となり、図書館サービスの提供できない期間が発生したことを鑑み、非来館での図書館資料の貸出しが可能となる電子書籍サービスを導入し8月1日(日)から開始する。

・電子書籍利用料	3,300千円
----------	---------

#### 5 図書館事業

(1) 図書館講座

市民の文化的教養を高め、併せて子どもへの読書普及を図ることを目的として開催する。

① 市史講座 成田祇園祭記念行事（連続2回講座）

(1) 成田祇園祭の歴史「暦と祭り」

日 時： 4月24日（土）

午前の部 午前10時～11時30分

午後の部 午後2時～3時30分

会 場：本館2階視聴覚ホール

講 師：関根 賢次 氏（成田市副市長）

受講者数：午前の部43名 午後の部40名

(2) 成田祇園祭の実際「祭りよもやま話」

日 時： 5月8日（土）

午前の部 午前10時～11時30分

午後の部 午後2時～3時30分

会 場：本館2階視聴覚ホール

講 師：関根 賢次 氏（成田市副市長）

受講者数：午前の部38名 午後の部37名

② 児童講座（科学あそび）

テ – マ：「電池のひみつ～レモン電池でオルゴールをならそう～」

日 時： 7月21日（水）

会 場：本館2階集会室

講 師：坂口 美佳子 氏（科学読物研究会）

③ 図書館講座

演 題：「法律ってなんのため??」

日 時： 7月28日（水）

会 場：もりんぴあこうづ 2階 MORI×MORI ホール

講 師：山崎 聡一郎 氏（教育研究者）

④ 図書館講座

演 題：「日経新聞読み方講座（仮）」

日 時： 12月4日（土） 午後【予定】

会 場：本館2階視聴覚ホール 【予定】

講 師：日本経済新聞社 【予定】

⑤ 図書館講座

演 題：「社会的ひきこもりについて（仮）」  
日 時：1月22日（土）午後【予定】  
会 場：本館2階視聴覚ホール  
講 師：斎藤 環 氏（精神科医）

⑥ 市史講座

演 題：未定  
日 時：11月以降【未定】  
会 場：未定  
講 師：未定

(2) 子どもの読書活動推進事業

平成16年6月に策定した『成田市子どもの読書活動推進計画』の第2次計画の策定作業を令和4年度に行う予定であり、令和3年からアンケート調査の実施などの準備に入る。

新型コロナウイルス感染症対策として、本館のなつやすみのおはなしかいの第1部幼児と保護者のためのおはなしの部は中止する。

① おはなし会

【本館】

- ・ えほんのおはなしかい 土曜日（第3を除く） 4歳～小学生 絵本の読み聞かせ
- ・ おはなしかい 毎月第3土曜日 5歳～小学生 おはなしと絵本
- ・ 0・1歳のおはなしかい 毎月第3金曜日 0～1歳児と保護者 わらべうたや絵本
- ・ 2・3歳のおはなしかい 隔月第3金曜日 2～3歳児と保護者 わらべうたや絵本
- ・ なつやすみおはなしかい 7月29日（木） 小学生
- ・ 大人のためのおはなし会 12月9日（木） 16歳以上
- ・ はるやすみおはなしかい 3月25日（金） 3歳～5歳、小学生（保護者も可）

【公津の杜分館】

- ・ 杜のおはなしかい 毎月第2・第4火曜日 ひとりで聞ける子～小学生 絵本の読み聞かせ
- ・ 杜のなつやすみおはなしかい 8月17日（火） 3歳～5歳、小学生（保護者も可）
- ・ 杜のふゆのおはなしかい 12月21日（火） 3歳～5歳、小学生（保護者も可）

② 学校への支援 【学校訪問おはなし会は実施未定】

学校図書館司書との合同研修を実施し、調べ学習に必要な資料など、学校図書館の蔵書では対応できないものを貸出し、学校図書館の活動を支援する。また、ボランティアの協力を得て、市内全小学校を対象に、昔話の語りや絵本の読み聞かせ等を行う「学校訪問おはなし会」を実施し、読書や図書館への関心を高める。

③ 赤ちゃん絵本読み聞かせ **【実施未定】**

乳児の保護者に読み聞かせなどの重要性を理解してもらうために、保健福祉館で行われる4か月児赤ちゃん相談において、ボランティアの協力で絵本の読み聞かせを行う。

④ ボランティアの支援

- ・絵本の読み聞かせ講座（連続2回）

小学校などで読み聞かせの活動をする初心者向けに、絵本の選び方や読み聞かせの仕方について研修を行い、読み聞かせボランティアを支援する。

6月4日（金）14人、6月11日（金）13人

- ・ストーリーテリング研修

講師：山田 吟子 氏

おはなし会を担当する司書及びボランティアの研修を行う。

5月13日（木） 受講者数：12人

9月9日（木）、11月11日（木）、2月10日（木）

⑤ ブックリスト配布等

小学1年生向けブックリストを作成し、市内全校で配布する。

夏休み前に学年別ブックリストを作成し、全小中学校及び義務教育学校で配布する。

### (3) 展示

#### ① 本館

テーマを設けて図書を展示・貸出する。

月	一般展示コーナー	児童展示コーナー	ミニ展示・ミニミニ展示
令和3年 4月～5月	おうち時間をアク ティブに	岩波少年文庫創刊70年	天気と気象／子どもの心を守る／成田祇園祭 連続講座関連展示
6月～7月	海の本 本 の海	ばんざいいちねんせ い	梅しごと／ありがとう エリック・カール/ 自分史・エンディングノートを書いてみる

(2階展示コーナー) 市史関係資料等を展示し、利用者の関心を高める。

4月～7月	義民 惣五郎の絵物語 (継続展示)
8月～	未定

#### ② 公津の杜分館

テーマを設けて図書を展示・貸出する。

月	一般展示コーナー	児童展示コーナー	ミニ展示	特設
令和3年 4月	春はあけぼの。『枕草 子』から現代エッセイ まで	花をたのしむ	はじめましてはなし方の本/ 発掘！古代史の魅力／しもし も～？昭和！／本屋大賞 歴 代受賞作品	東野圭吾を 待つあいだ に
5月	鳥とりどり	ばんざいいちねんせい	夏も近づく新茶の季節／暗記 は楽しい／ラジオのすすめ/ いろいろ漬けよう	アイルラン ド展
6月	自由に描こう	ふしぎがいっぱい	梅雨の宝石 あじさい／快適 に暮らそう／新訳で読む古典・ 名作	

### (4) 障がい者サービス

身体や視覚等の障がいのため、図書館の利用が困難な方へのサービスとして、録音図書の製作、資料の郵送・宅配等を行う。また、音訳協力者の技術向上のため、令和3年度は、音訳協力者養成講座を8回開催予定。

### (5) 本のリサイクル

図書館の除籍本を学校、保育園等の公共施設に無償配布し、また、除籍本と利用者等からの寄贈本の一部を公津の杜分館の常設コーナーで無償配布を行う。密になることを避けるため令和3年1月15日から中止している本館については当面中止を継続する。

(6) 映画会

今年度は「名作を観よう -映画賞受賞作品-」というテーマでアカデミー賞やゴールデングローブ賞、カンヌ、ベルリンほか各国の映画賞を受賞した作品を中心に、年 20 回開催予定である。

日付	曜日	対象	タイトル	観客数
4月11日	日	一般	天と地と	29
5月2日	日	一般	最高の人生の見つけ方	30
5月22日	土	一般	幸福の黄色いハンカチ	27
6月13日	日	一般	イミテーション・ゲーム	32
6月26日	土	一般	ゼロ・グラビティ	21
7月11日	土	一般	かぞくのくに	
7月17日	土	一般	メッセージ	
以降は未定				

#### (4) 令和3年度予算について

単位：円

事業名	令和3年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	比較	内容
1 図書館運営に関する経費	3,530,000	3,635,000	▲105,000	図書館協議会委員報酬、消耗品、燃料費、電話料金、庁用車借上料、負担金等
2 図書館施設維持管理事業	47,502,000	59,668,000	▲12,166,000	施設管理用消耗品、光熱水費、施設修繕料、施設管理委託料、使用料、施設整備工事費等
3 市史編さん事業	6,501,000	6,459,000	42,000	会計年度任用職員報酬、史料調査謝礼、市史事業消耗品、印刷製本費、市史研究原稿料、OAシステム借上料、負担金等
4 図書整備事業	102,972,000	103,501,000	▲529,000	新聞購読料、雑誌、書誌データ作成委託料、資料装備委託料、データベース使用料、図書購入費
5 図書館事業	152,498,000	148,606,000	3,892,000	会計年度任用職員報酬、講師謝礼、消耗品、印刷製本費、インターネット接続費、蔵書点検委託料、OAシステム借上料等
合計	313,003,000	321,869,000	▲8,866,000	



○成田市立図書館設置条例

昭和 59 年 3 月 26 日

条例第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 10 条及び第 16 条の規定に基づき、成田市立図書館(以下「図書館」という。)の設置及び成田市立図書館協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置、名称及び位置)

第 2 条 本市は、市民の教育と文化の発展に寄与するため、法第 2 条第 1 項に規定する図書館を設置する。

2 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名 称	位 置
本館	成田市立図書館	成田市赤坂 1 丁目 1 番地 3
分館	成田市立図書館公津の杜分館	成田市公津の杜 4 丁目 8 番地

(図書館協議会)

第 3 条 法第 14 条の規定により、協議会を置く。

2 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 利用者
- (5) 識見を有する者

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 59 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 29 日条例第 12 号)

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日条例第 17 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、(中略)第 4 条中成田市立図書館設置条例第 2 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日条例第 9 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に委員である者は、改正後の第 3 条第 3 項の規定により委員として任命されたものとみなす。

附 則(平成 25 年 3 月 21 日条例第 9 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(成田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 2 成田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例(平成 24 年条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

# ○成田市立図書館の管理及び運営に関する規則

昭和 59 年 9 月 12 日  
教育委員会規則第 10 号

## 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 図書館奉仕
  - 第 1 節 通則(第 2 条—第 8 条)
  - 第 2 節 個人貸出し(第 9 条—第 13 条)
  - 第 3 節 団体貸出し(第 14 条—第 17 条)
  - 第 4 節 配送貸出し(第 18 条—第 21 条)
  - 第 5 節 資料の複写(第 22 条)
  - 第 6 節 公民館図書室等(第 23 条)
  - 第 7 節 視聴覚資料(第 24 条)
  - 第 8 節 集会室等の使用(第 25 条—第 27 条)
- 第 3 章 図書館資料の受贈及び受託(第 28 条—第 30 条)
- 第 4 章 図書館協議会(第 31 条・第 32 条)
- 第 5 章 雑則(第 33 条・第 34 条)
- 附則

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、成田市立図書館設置条例(昭和 59 年条例第 13 号)第 4 条の規定により、図書館の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 章 図書館奉仕

### 第 1 節 通則

(事業)

第 2 条 図書館は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 3 条の規定により、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館資料の収集、整理及び保存
- (2) 個人貸出し及び団体貸出し
- (3) 読書案内及び読書相談
- (4) レファレンス
- (5) 読書会、研究会、講習会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及び奨励
- (6) 館報その他の読書資料の発行及び頒布
- (7) 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供
- (8) 他の図書館、学校、公民館、博物館、研究所等との連絡及び協力
- (9) 図書館資料の図書館間相互貸借

- (10) 市内学校図書館等との連絡及び連携
- (11) 家庭文庫等との連絡及び協力並びにその団体活動の促進
- (12) 第 23 条に規定する公民館図書室等(以下「公民館図書室等」という。)の運営
- (13) 前各号に掲げるもののほか、図書館の目的達成のため必要な事業(開館時間等)

第 3 条 図書館の開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 7 時(成田市立図書館の参考資料室等にあつては、午後 5 時 15 分)までとする。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(1 月 1 日を除く。以下「休日」という。)、1 月 5 日及び 12 月 28 日にあつては、午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。

- 2 公民館図書室等の開室時間は、午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。
- 3 前各項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、図書館の開館時間及び公民館図書室等の開室時間を変更することができる。(休館日等)

第 4 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(休日を除く。)
- (2) 休日が月曜日に当たるときのその日後におけるその日に最も近い休日以外の日
- (3) 1 月 1 日から 1 月 4 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日まで
- (4) 館内整理日 1 月から 11 月までの月の末日及び 12 月 27 日(その日が前各号に掲げる日並びに日曜日及び土曜日に当たるときは、これらの日並びに 4 月 29 日及び 12 月 28 日以外でその月においてその日に最も近い日)
- (5) 特別整理期間 毎年 2 週間以内で教育長の定める日
- (6) 図書館の管理運営上必要と認められる日で、あらかじめ休館日として掲示した日

- 2 前項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、同項に規定する休館日(同項第 5 号及び第 6 号に規定する休館日を除く。)を臨時に開館することができる。
- 3 公民館図書室等の休室日は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。ただし、成田市三里塚コミュニティセンター図書室の休室日については、第 1 項の規定を適用する。

- (1) 月曜日
- (2) 休日(日曜日を除く。)
- (3) 第 1 項第 2 号から第 6 号までに掲げる日(利用者の心得)

第 5 条 利用者は、成田市立図書館長(以下「館長」という。)の指示に従うとともに図書館資料を大切に取り扱い、館内では静粛にしなければならない。(入館の制限)

第6条 館長は、図書館の管理上適当でないと認められる者があるときは、入館を禁止し、又は退館させることができる。

(利用の制限)

第7条 館長は、この規則に違反し、又は館長の指示に従わなかった者に対し、図書館資料の利用を制限し、又は禁止することができる。

(損害の弁償)

第8条 教育長は、利用者が図書館資料、設備器具等を汚損し、破損し、又は紛失したときは、現品又は相当の代価をもって弁償させることができる。

## 第2節 個人貸出し

(貸出しの対象者及び手続)

第9条 図書館資料(図書館資料のうち視聴覚資料を除いたものをいう。以下同じ。)の貸出しを受けることができる者は、本市に居住し、又は通勤し、若しくは通学している者とする。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、利用申込書(別記第1号様式)を館長に提出して利用登録をし、成田市立図書館利用カード(別記第2号様式。以下「利用カード」という。)の交付を受け、これにより申し込まなければならない。

(利用カードの紛失等)

第10条 利用カード又は図書館資料を紛失したとき、又は利用カード若しくは利用申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに館長に届け出なければならない。

2 利用者は、利用カード又は貸出しを受けた図書館資料を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(貸出しの冊数等)

第11条 図書館資料の貸出冊数は10冊以内とし、貸出期間は2週間以内とする。

2 館長は、期間内に申出のあった者に対し、他の利用を妨げない限りにおいて返納日から2週間を限度として、前項の貸出期間の延長を認めることができる。

3 館長は、必要があると認めるときは、第1項の貸出冊数及び前各項の貸出期間を変更することができる。

(貴重資料等)

第12条 貴重資料その他館長が特に指定した図書館資料は、所定の場所でのみ利用することができる。ただし、館長が必要と認めるときは、この限りでない。

(返納を怠った者に対する処置)

第13条 館長は、図書館資料を期間内に返納しなかった者に対し、期間を定めて貸出しを禁止することができる。

## 第3節 団体貸出し

(貸出しの対象)

第 14 条 図書館は、市内の地域団体、職域団体及び読書会等で館長が適当と認める団体に対し、図書資料の貸出しを行うことができる。

(貸出しの手続)

第 15 条 図書資料の貸出しを受けようとする団体は、団体利用申込書(別記第 3 号様式)を館長に提出して利用登録をし、利用カードの交付を受け、これにより申し込まなければならない。

(貸出しの冊数等)

第 16 条 図書資料の貸出冊数は 1 団体 300 冊以内とし、貸出期間は 2 月以内とする。

2 館長は、期間内に申出のあった団体に対し、他の利用を妨げない限りにおいて返納日から 1 月を限度として、前項の貸出期間の延長を認めることができる。

3 館長は、必要があると認めるときは、第 1 項の貸出冊数及び前各項の貸出期間を変更することができる。

(個人貸出しの規定の準用)

第 17 条 第 10 条、第 12 条及び第 13 条の規定は、図書資料の団体貸出しについて準用する。

#### 第 4 節 配送貸出し

(貸出しの対象者)

第 18 条 図書資料の配送貸出しを受けることができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳(次号において「障害者手帳」という。)に視覚障害 1 級から 4 級までである者として記載されている者

(2) 障害者手帳に下肢の障害が 1 級から 6 級までである者として記載されている者

(3) 成田市ねたきり高齢者福祉手当支給条例(昭和 50 年条例第 27 号)第 2 条第 1 号に規定する者

(4) 前各号に掲げるもののほか、館長が特に必要と認める者

(貸出しの手続)

第 19 条 図書資料の配送貸出しを受けようとする者又はその代理人は、配送利用申込書(別記第 4 号様式)を館長に提出して利用登録をし、利用カードの交付を受け、これにより申し込まなければならない。

2 館長は、必要に応じ、登録者の障害者手帳を確認することができる。

(配送等の経費)

第 20 条 図書資料の配送貸出し又は返納に要する経費は、予算の範囲内において図書館が全部又は一部を負担することができる。

(個人貸出しの規定の準用)

第 21 条 第 10 条から第 13 条までの規定は、図書資料の配送貸出しについて準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「10 冊」とあるのは「20 冊」と、

「2週間」とあるのは「1月」と、同条第2項中「2週間」とあるのは「1月」と読み替えるものとする。

### 第5節 資料の複写

(図書館資料の複写)

第22条 図書館資料の複写は、1複写部分につき1人当たり1部とする。ただし、技術上複写が困難なものその他館長が不相当と認めるものについては、複写することができない。

2 図書館資料の複写を行った者は、費用を負担しなければならない。

### 第6節 公民館図書室等

(公民館図書室等)

第23条 図書館は、次に掲げる場所において、図書資料の貸出しその他の図書館奉仕を行う。

名 称	実施場所
成田市公津公民館図書室	成田市公津公民館内
成田市久住公民館図書室	成田市久住公民館内
成田市橋賀台公民館図書室	成田市橋賀台公民館内
成田市玉造公民館図書室	成田市玉造公民館内
成田市豊住公民館図書室	成田市豊住公民館内
成田市成田公民館図書室	成田市成田公民館内
成田市八生公民館図書室	成田市八生公民館内
成田市中郷公民館図書室	成田市中郷公民館内
成田市加良部公民館図書室	成田市加良部公民館内
成田市美郷台地区会館図書室	成田市美郷台地区会館内
成田市遠山公民館図書室	成田市遠山公民館内
成田市三里塚コミュニティセンター図書室	成田市三里塚コミュニティセンター内
成田市下総公民館図書室	成田市下総公民館内
成田市大栄公民館図書室	成田市大栄公民館内

2 第5条から第13条までの規定は、公民館図書室等について準用する。

### 第7節 視聴覚資料

(貸出しの点数等)

第24条 視聴覚資料の貸出点数及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、その貸出点数及び貸出期間を変更することができる。

区 分	貸出点数	貸出期間
個人貸出し	3 点以内	2 週間以内
団体貸出し	5 点以内	1 月以内
配送貸出し	6 点以内	1 月以内

- 2 館内で視聴覚資料を利用する者は，所定の場所で利用しなければならない。
- 3 第 9 条，第 10 条，第 12 条から第 15 条まで及び第 18 条から第 20 条までの規定は，視聴覚資料の貸出しについて準用する。

## 第 8 節 集会室等の使用

(使用の申請及び許可)

第 25 条 集会室及び視聴覚ホール（以下この節において「集会室等」という。）を使用しようとする者は，集会室等使用許可申請書(別記第 5 号様式)を館長に提出し，その許可を受けなければならない。

- 2 館長は，前項の規定による申請があったときは，その内容を審査し，支障がないと認めるときは，集会室等使用許可決定通知書(別記第 6 号様式)により当該申請をした者に通知しなければならない。
- 3 館長は，使用の許可に当たっては，条件を付することができる。

(使用の不許可)

第 26 条 館長は，次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，集会室等の使用を許可してはならない。

- (1) 集会室等の使用が第 2 条に規定する事業と目的を異にするとき。
- (2) 公の秩序を害し，又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか，集会室等の管理上支障があるとき。

(使用の制限)

第 27 条 館長は，次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，使用条件を変更し，又は使用を停止し，若しくは使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの規則に違反したとき。
- (2) 使用目的が許可時と異なったとき。
- (3) 災害その他の事故により図書館の使用ができなくなったとき。
- (4) 図書館の運営上特に必要があるとき。

## 第 3 章 図書館資料の受贈及び受託

(図書館資料の受贈)

第 28 条 図書館は，図書館資料の寄贈を受けることができる。

- 2 寄贈された図書館資料は，他の図書館資料と同様の取扱いをする。

(図書館資料の受託)

第 29 条 図書館は，図書館資料の委託を受けることができる。

- 2 委託された図書館資料は，他の図書館資料と同様の取扱いをする。



3 図書館は、委託された図書館資料のやむを得ない事由による汚損又は破損，若しくは紛失について，その責めを負わないものとする。

(寄贈及び委託の手続等)

第 30 条 図書館に図書館資料を寄贈し，又は委託しようとする者は，図書館資料寄贈(委託)申込書(別記第 7 号様式)を館長に提出し，承認を受けるものとする。

2 図書館は，前項の規定により委託の承認を受けた者(次項において「委託者」という。)に図書館資料受託書(別記第 8 号様式)を交付するものとする。

3 図書館資料の寄贈又は委託に要する経費は，第 1 項の規定により寄贈の承認を受けた者及び委託者の負担とする。ただし，館長が特に必要と認めるときは，予算の範囲内において図書館が全部又は一部を負担することができる。

#### 第 4 章 図書館協議会

(図書館協議会)

第 31 条 成田市立図書館協議会(以下「協議会」という。)に委員長及び副委員長を置き，それぞれ委員の互選により選出する。

2 委員長は，協議会を代表し，会務を総理する。

3 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

4 協議会は，委員長が招集し，委員長が会議の議長となる。

5 協議会は，委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

6 協議会の議事は，出席委員の過半数でこれを決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

(庶務)

第 32 条 協議会の庶務は，図書館において処理する。

#### 第 5 章 雑則

(販売行為等の禁止)

第 33 条 図書館又はその敷地内において，物品の販売その他これに類する行為又は広告その他これに類するものの掲示若しくは配布をしてはならない。ただし，館長の許可を受けたときは，この限りでない。

(委任)

第 34 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は，教育長が別に定める。

附 則

この規則は，昭和 59 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 3 月 12 日教委規則第 4 号)

この規則は，昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 3 月 12 日教委規則第 4 号)

この規則は，昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 3 月 24 日教委規則第 2 号)

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 29 日教委規則第 6 号)

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 7 月 25 日教委規則第 2 号)

この規則は、平成 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 12 月 13 日教委規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 3 年 3 月 25 日教委規則第 4 号)

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 10 月 17 日教委規則第 9 号)

この規則は、平成 3 年 10 月 22 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 29 日教委規則第 3 号)

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 29 日教委規則第 1 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 24 日教委規則第 2 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 30 日教委規則第 4 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 6 月 30 日教委規則第 9 号)

この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 24 日教委規則第 26 号)

この規則は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則(平成 19 年 7 月 27 日教委規則第 12 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 9 月 4 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに貸出しをした図書館資料については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 6 月 26 日教委規則第 8 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の別記第 2 号様式により作成されている利用カードは、改正後の別記第 2 号様式により作成された成田市立図書館利用カードとみなす。

附 則(平成 21 年 4 月 28 日教委規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日教委規則第 10 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日教委規則第 2 号)  
この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 6 月 27 日教委規則第 4 号)  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。  
(成田市教育委員会行政組織規則の一部改正)
- 2 成田市教育委員会行政組織規則(昭和 31 年教育委員会規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 31 年 3 月 7 日教委規則第 1 号)  
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。